

市川第 20200721-0080 号  
令和 2 年 7 月 2 2 日

居宅介護支援事業所  
高齢者サポートセンター  
夜間対応型訪問介護事業所  
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所  
地域密着型通所介護事業所  
認知症対応型通所介護事業所  
小規模多機能型居宅介護事業所  
認知症対応型共同生活介護事業所  
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

管理者様

市川市福祉部福祉政策課長

#### 高齢者施設における感染拡大防止対策における注意事項について

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施にあたり、御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、高齢者施設の管理者の皆様におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省老健局ほか事務連絡）等の通知を踏まえ、施設の消毒・清掃等を適切に実施していただいていることと存じますが、同事務連絡においては「次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害」であるとされていることや、別添の消費者庁等による報道発表資料、リーフレット等においても「まわりに人がいる中で空間噴霧することは、おすすめしていません。」とされています。

こうしたことから、消毒を行う際には、注意事項をご確認いただくとともに、入所者や職員等の健康被害が生じないよう、十分注意いただきますようお願い申し上げます。

参考：消費者庁「消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。」 <https://www.caa.go.jp/notice/entry/020418/>

問い合わせ先  
市川市 福祉政策課  
電話 ; 047-712-8548  
Email : shisetsu-g@city.ichikawa.lg.jp